

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円／1世帯) エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成事業(1万5千円／1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計が急変した世帯を支援する新たな給付金です。
- ・エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金(1世帯あたり1万5千円)は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- ・給付金を受給するためには、**手続きが必要です**。
- ・2つどちらも対象となる世帯は、計6万5千円の給付となります。

■支給対象世帯と申請の有無(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度「住民税均等割非課税」の世帯
※令和4年9月30日時点で北秋田市に住民登録のある方
⚠世帯全員が住民税が課税されている方の扶養家族である場合は「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の対象外となります

令和4年1月～12月の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入となった世帯

対象世帯には、確認書が届きますので、中身を確認し、記入してご提出ください。

申請期間は令和5年1月31日(火)までです。

※令和4年1月2日以降に転出した方がいる世帯、令和4年度住民税が未申告である方がいる世帯は、別途申請が必要です。福祉課窓口へご相談ください。

申請期間は令和5年1月31日(火)までです。
福祉課窓口へご相談ください。

⚠収入減少することがあらかじめ明らかなのに、給付申請をした場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

☎ 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637(本庁舎1階⑧窓口)
内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎0126-526-145

令和4年度非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円／1世帯)のご案内

※申請していない方は速やかにご提出ください

※令和3年度非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した方は対象外です

- ・令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯を支援する給付金です。
- ・給付金を受給するためには、**手続きが必要です**。申請していない方は速やかにご提出ください。

■支給対象世帯と申請の有無(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和4年度
「住民税均等割が非課税」の世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の
収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

対象世帯には令和4年8月1日付けで、
確認書を郵送しています。
未申請の方は速やかにご提出ください。
申請期間は令和4年11月30日(水)までです。

申請期間は令和4年11月30日(水)までです。
福祉課窓口へご相談ください。

⚠新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少で給付申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

☎ 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637(本庁舎1階⑧窓口)
内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎0126-526-145

令和4年8月の豪雨により被害を受けた農業者等の皆さまへ

8月3日からの豪雨により被災された農業者等の災害復旧・再開支援に対する対策についてお知らせします。

▶災害復旧対策

- 被害の届出のあった農地等で40万円以上の災害(国庫補助による災害復旧)については市が災害を復旧しますが、受益者からの分担金が必要となります。
- 国の補助事業に該当しない40万円未満の災害については、受益者で復旧していただきますが、復旧にかかる費用の5／6を助成します。

▶農業の再開支援対策

農業経営等再開支援(補助金は経費の5／6)

- ①災害による防除の掛かり増し経費
- ②水稻・大豆の種子購入費(基準種子:10a当たり水稻4kg、大豆5kg)
(いずれも減収率20%以上の被災農地が1ha以上、または収穫皆無の農地を有すると市が認定した農業者等で、対象ほ場ごとに必要となる購入費が対象)

園芸作物等支援(全額補助)

- ①防除および生育回復の追肥に要する掛かり増し費用
- ②野菜・花き・果樹等の種苗および生産資材購入費
(いずれも減収率20%以上の被災農地ごとに必要となる種苗や生産資材の購入費が対象)

比内地鶏素雞購入(全額補助)

- ①比内地鶏の素雞購入費(被害羽数を上限)

※**11月11日(金)**までに申請が必要となりますので、
詳細は農林課農業振興係(☎62-5514)までお問い合わせください。

農業・漁業経営フォローアップ資金(災害に係る特例措置)利子補給

- ①農業者・漁業者の経営再開や営農の復旧に係る経費へ充当する融資
(借入限度額 個人500万円、法人2,500万円について無利子となるよう利子補給を行います)

◎各対策のお問合せ先 市役所農林課農業振興係 ☎62-5514

上記対策の申込書は市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。